

# 教育委員会定例会

日 時：平成31年3月26日（火）  
午後2時00分～午後3時10分  
場 所：教育センター2階 204会議室

出席者：教育長 高橋 正 教育委員 早藤義則、小松泰子、貴田太史、西山清和

事務局及び出席者 菅沼学校教育課長、富田教育指導担当課長、富士川社会教育課長  
大滝図書館長、池谷美術館長、鈴木学校教育課副課長  
鈴木非常勤指導主事

高橋教育長 ただいまの出席者数は5名です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に定める定足数に達しておりますので、これより平成31年湯河原町教育委員会3月定例会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。会議録署名委員は、会議規則第35条の規定により、早藤委員、小松委員の2名を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、非公開とする案件につきまして、お諮りいたします。案件（1）議決事項の議案第40号 平成31年度湯河原町育英奨学生について、これは個人情報を含むものがございます。議案第52号 教職員の人事についてでございます。これはまだ公表前ということでございます。（2）協議事項 協議第48号 湯河原町育英奨学基金管理規則の一部を改正する規則について、協議第49号 湯河原町臨時的任用職員及び非常勤職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、この2件につきましては、町長部局の規則となりますので、ここでは非公開とさせていただきたいと思っております。協議第51号 美術館カフェイベント企画書（案）について、これも未確定の要素でございますので、非公開とさせていただきたいと思っております。（3）報告事項 ② 平成31年度湯河原町学童保育所入所児童について、個人情報を含むものですので、非公開とさせていただきたいと思っております。この6件につきまして、非公開としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 それでは、この6件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書き及び会議規則第33条第1項の規定により、非公開といたします。

## 議事録の承認

（1）平成31年2月教育委員会定例会議事録の承認について

高橋教育長 次に、議事録の承認に入ります。（1）平成31年2月教育委員会定例会議事録の承認について、事務局から説明をお願いいたします。

鈴木学校教育課副課長 2月教育委員会定例会議事録をご覧ください。

※ 訂正箇所 説明

高橋教育長 説明が終わりました。議事録につきまして、質疑等はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 ないようでしたら、平成31年2月教育委員会定例会議事録については、承認することにご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 それでは、平成31年2月教育委員会定例会議事録については、承認されました。

## 案 件

（1）議決事項

議案第41号 湯河原町学童保育所の臨時開所について

高橋教育長 次に、案件に入らせていただきます。（1）議決事項 議案第41号 湯河原町学童保育所の臨時開所についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

富士川社会教育課長 議案第41号をお願いします。

いますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第44号についてお諮りいたします。議案第44号については、承認することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり承認されました。

議案第45号 湯河原町生涯学習推進員の委嘱について

高橋教育長 次に、議案第45号 湯河原町生涯学習推進員の委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

富士川社会教育課長 議案第45号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第45号 湯河原町生涯学習推進員の委嘱について 説明)

・任期 平成31年4月1日から平成33年3月31日まで

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第45号についてお諮りいたします。議案第45号については、承認することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり承認されました。

議案第46号 湯河原町立図書館協議会委員の任命について

高橋教育長 次に、議案第46号 湯河原町立図書館協議会委員の任命についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

大滝図書館長 議案第46号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第46号 湯河原町立図書館協議会委員の委嘱について 説明)

・任期 平成31年4月1日から2021年3月31日まで

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第46号についてお諮りいたします。議案第46号については、承認することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり承認されました。

議案第47号 湯河原町非常勤指導主事の任命について

高橋教育長 次に、議案第47号 湯河原町非常勤指導主事の任命についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

菅沼学校教育課長 議案第47号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第47号 湯河原町非常勤指導主事の任命について 説明)

・任期 平成31年4月1日から2020年3月31日まで

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第47号についてお諮りいたします。議案第47号については、承認することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり承認されました。

議案第48号 湯河原町非常勤指導員の任命について

高橋教育長 次に、議案第48号 湯河原町非常勤指導員の任命についてを議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

菅沼学校教育課長 議案第48号をお願いします。

がございますが、前日も言ったと思いますが、統一されていないんです。氏名・生年月日・住所があって、次が略歴になっていたり履歴になっています。資格の記載があったりなかったり。さらに履歴の中でも、最終学歴があったりなかったりしています。これは統一していないと、おかしいと思います。ちゃんとした文書として残すものですので、そこはきちんとやっていたきたいと思います。

高橋教育長 申し訳ありません。

## (2) 協議事項

協議第50号 平成31年度町立湯河原美術館休館日の変更について  
高橋教育長 次に、(2) 協議事項に入らせていただきます。協議第50号 平成31年度町立湯河原美術館休館日の変更について、事務局から説明をお願いします。

池谷美術館長 協議第50号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第50号 平成31年度町立湯河原美術館休館日の変更について説明)

- ・開館日の休館 展示替えのため、休館日の開館 来館者のサービスに資するため
- ・期間 平成31年4月1日～2020年3月31日

高橋教育長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 協議第50号についてお諮りします。原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 原案のとおり承認されました。

## (3) 報告事項

### ① 平成31年度社会教育課事業計画について

高橋教育長 次に、(3) 報告事項に入らせていただきます。① 平成31年度社会教育課事業計画について、事務局から報告をお願いします。

富士川社会教育課長 資料1をお願いします。

(資料に基づいて、平成31年度社会教育課事業計画について 報告)

- ・社会教育関係、青少年関係、生涯スポーツ関係

高橋教育長 報告が終わりました。成人式の対象年齢は決まりましたか。

富士川社会教育課長 社会教育委員が研究しております。いつまでとは決まっておられません。

高橋教育長 いつまでか決めないと、式に影響しますから、情報収集して、スケジュールを立ててください。

早藤委員 砂の芸術が30回ということですが、新しい企画はありますか。

富士川社会教育課長 町子連の委託事業になっておりますが、上がってきておりますのは、できるかどうかわかりませんが、ドローンを飛ばして、上から写真を撮り、その画像をクリアファイルにして、子どもたちに配るなどの案でございます。まだ決定はしてございません。

高橋教育長 子ども会からの要望があったことです。町長にもご理解いただき、予算も付けていただきました。新年度に入るとすぐですので、あまり時間がありませんので、貴田委員のご意見も伺いながら、密に検討してください。他に質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

### ③ 湯河原町民体育館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について

高橋教育長 次に、③ 湯河原町民体育館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について、事務局から報告をお願いします。

富士川社会教育課長 資料3をお願いします。

(資料に基づいて、湯河原町民体育館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について 報告)

- ・施行期日 平成31年4月1日とする

高橋教育長 報告が終わりました。指定管理者との調整は済んでいますか。

富士川社会教育課長 済んでおります。

クがあります。たとえば、中学校に入るときに、中学生におすすめ本のリストみたいなものがあれば、もう1回、読書をするきっかけになると思います。

大滝図書館長 中学生対象のものがあり、お配りしております。

早藤委員 それは「広報・周知活動」ではないんですか。どこか載っていますか。

大滝図書館長 この中には載ってないですね。

早藤委員 私も知らなかったんですが、せっかくいいことをやってるんだったら、どんどん載せて、各年代ごとにやっているということを外に発信していく。たとえば、学校に配りましたというのではなくて、地方紙にも、リストも一緒に載せてもらえると、町民からも、図書館が学校に対して、すごくやっているなということがわかると思いますし、そういう本を読んでもみようという意識も出ると思います。せっかくですから、図書館もできるだけそういう広報をやるといいなと思います。

高橋教育長 「家読ブックガイド」は、お配りしてるんです。定例会にも、中学生までの学年別のものをお示ししたと思います。紹介本については、皆さんご覧になっていると思います。

早藤委員 が言われたように、こういうものを行っていますという、外へのアピールはした方がいいと思いますよ。

大滝図書館長 わかりました。

高橋教育長 他に質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

⑦ 平成31年度美術館事業計画について

高橋教育長 次に、⑦ 平成31年度美術館事業計画について、事務局から報告をお願いします。

池谷美術館長 資料7をお願いします。

(資料に基づいて、平成31年度美術館事業計画について 報告)

・展覧会、アトリエ公開事業、小・中学校との連携事業 等

高橋教育長 報告が終わりました。何か質疑はございますか。

早藤委員 湯河原十景完成記念特別展を開催するのに、NHKの日曜美術館にその情報を流して放映してもらい、終わりのところに出るだけでも、すごいなと思うんですが、何かルートがないと難しいんですか。

池谷美術館長 マスコミ関係としては、毎回、小田原記者クラブに展覧会のご案内はしております。NHKも入っているんですが、なかなか難しいところではございます。

高橋教育長 小田原だからじゃないですか。

池谷美術館長 そうかも知れないです。先生にもお伺いしたいと思います。

早藤委員 あれで放映すると、全然違うと思いますよ。

池谷美術館長 今回はこういう大きい展覧会ですので、もっと宣伝活動したいなと思います。

高橋教育長 効果のある宣伝をお願いします。美術館もこのところ事業が多かったんですが、来年度も大きな事業があります。よろしく願いいたします。ショップも少し変わったんですよね。

池谷美術館長 レイアウトを変えました。

高橋教育長 他に質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

⑧ 美術館イベントの実績報告(1月・2月)について

高橋教育長 次に、⑧ 美術館イベントの実績報告(1月・2月)について、事務局から報告をお願いします。

池谷美術館長 資料8をお願いします。

(資料に基づいて、美術館イベントの実績報告(1月・2月)について 報告)

・太古の海の見学ツアー、星をつくるワークショップ 等

高橋教育長 報告が終わりました。いろいろ工夫して、集客に努めていただいております。年が変わってから、お客様も結構入っているんですよね。美術館自体も入っています。この3月で2年目に入りますので、工夫が必要になってくるかと思います。何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

⑨ 平成30年度人権教育に係る年間計画の取り組み状況について

早藤委員 審議を非公開にして、議事録に残したものは、非公開のまま行くということですね。  
高橋教育長 そうです。それから、いまは公開できないけど、数日後とか1カ月後ならいいとい  
うのがありますが、そういうものは公開の対象になります。

早藤委員 個人情報が出てくるものもあります。

高橋教育長 個人情報は難しいです。

早藤委員 条例等のものについては、時間的な時差で公開できるものがあると思いますが、個人  
情報等に関するものは非公開になりますから、そこはないということで、何らかの形で、経  
時的なもので公開できるものと、公開できないものとはっきり分かれたような、そういう  
手法での記録にした方がいいと思います。

高橋教育長 公開できない理由というのがありますから、その理由ごとに、それを示すというこ  
とです。それならば、いいということですね。市民オンブズマンから出ているのは、法律を  
引用しています。教育委員会に関して、また町に関しては、条例がその基礎なんです。です  
から、条例上はどうなんですか。

鈴木学校教育課副課長 条例上、テープについては、議事録としては正式には認められておりま  
せんので、それは公開する義務がないということです。議事録という意味では、いままでつ  
くっていたものが議事録と解釈していましたので、非公開の部分についての確認は、現時点  
で庶務課とはしておりません。

高橋教育長 他のところにも影響するんですか。

鈴木学校教育課副課長 町でつくっている他の議事録については、非公開部分についても起こし  
ているということです。

高橋教育長 それでは、今後は非公開部分についても、議事録を作成するというところでよろしい  
でしょうか。

早藤委員 議事録を作成した場合、議事録の承認のときにも出てくるわけですか。

高橋教育長 秘密会の部分についての議事録の確認をしていただくと。それは案件によっては、  
将来的に公開する可能性もあります。どうでしょうか。

委員 全員異議なし

#### (4) その他

高橋教育長 次に、(4) その他に入ります。委員の皆さんから、何かございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 事務局から、その他で何かございますか。

事務局側 (なし)

高橋教育長 それでは、秘密会を除く日程はすべて終了いたしました。

(ここから秘密会)

#### ※ 秘密会終了

高橋教育長 次回開催日程について。

鈴木学校教育課副課長 次回開催日程について、ご相談がございます。5月17日(金)15時  
から、箱根町において、教科書についての第1回目の会議がございます。差し支えなければ、  
この日の午前中に定例会を開催していただき、教科書採択の方針の議決をいただきまして、  
箱根の会議に向かわせていただきたいというのが、事務局からのご提案でございます。

高橋教育長 それでは、5月17日(金)午前10時から、ご予約をよろしく願いいたします。  
それでは、本日の日程はすべて終了いたしました。3月定例会を閉会いたします。